国家知識産権局、「非伝統商標の識別性」及び「商品及び役務分類」のガイドラン並びに「団体商標、証明商標登録及び管理規定」を発表

2024 年 1 月 8 日
JETRO 北京事務所

2023 年 12 月 29 日及び 2024 年 1 月 2 日、国家知識産権局は、「非伝統商標が備えるべき識別性ガイドライン」、「商標登録用の商品及び役務分類の正しい解釈に関するガイドライン」及び「団体商標、証明商標登録及び管理規定」を公表した。各ガイドライン及び規定の概要は以下のとおり。

（1）非伝統商標が備えるべき識別性ガイドライン[i]

本ガイドラインは、立体標識商標、色彩結合商標及び音商標の識別性に関する要件について解説することを目的としている。

（立体商標）

- ✓ 立体標識は、その特殊な表現形式により、関連公衆に立体標識が、商品の一部、商品自体又は商品の外部包装であると認識されやすく、その結果、商品又は役務の出所を識別し、区別するという基本的な機能を果たすことができない。
- ✓ 商品自体、商品の一部又は商品の包装の立体的な形状だけで、関係公衆は、商品の外観、造形、装飾等として識別され、商品の出所を表示するものとして識別されることが容易ではないため、商品の出所を識別する役割を果たすことが困難であり、一般に商標としての識別性を有しない。
- ✓ 識別性を有しない立体形状と識別性を有する他の平面要素との結合商標について出願した場合、立体標識商標は、一般に全体として識別性を有するものとみなされるが、出願人は、識別性を有しない立体形状部分の独占的な使用権を放棄する旨を宣言し、その旨を商標告示及び登録証に付記しなければならず、出願人は、識別性を有しない立体形状のみについて権利を主張することができない。

（色彩結合商標）

- ✓ 色彩結合商標は、2 色以上の色を特定の方法で結合した商標であり、その保護範囲は、特定の方法で使用された色の結合そのものに限られ、特定の図形は含まれず、商標の図面に表示された図形は保護範囲から除外される。

- ✓ 色彩結合商標は、本来の識別性を欠き、長期又は広範に使用され、色彩結合が出願の主題と安定的に結びついて初めて商標の識別力を有する。

（音商標）

- ✓ 音商標とは、音そのものが商標を構成するものであり、商品や役務の出所を識別するために使用される。 音商標は、音楽及びその他の音楽的な音で構成することができ、また、自然、人間又は動物の音及びその他の非音楽的な音で構成することもでき、さらに、音楽的な音及び非音楽的な音の両方で構成することもできる。
- ✓ 一般に、音を商標として登録出願するには、その音が長期的又は広範に使用されることによって商標としての識別力を獲得し、商品又は役務の出所を識別、識別することができるものであることを証明するに足りる十分な証拠を提出する必要がある。

（共通）

- ✓ 商標法の諸規定により、標識が長期間に亘り、又は広範囲に使用され、商品又は役務の出所を識別し、区別する役割を果たすことができる場合、商標としての特徴を取得することができる。

（２）商標登録用の商品及び役務分類の正しい解釈に関するガイドライン[ii]

本ガイドラインは、出願人が、商標登録のために商品及び役務の分類を正しく理解し、活用できるようになることを目的としている。

- ✓ 出願人は、商標出願の際、ニース分類及び区分表に基づき商品又は役務を指定しなければならず、区分表に記載されている標準的な商品又は役務の名称及び区分表に記載されていない許容可能な商品又は役務の名称を指定できる。
- ✓ 区分表に含まれない商品・サービスの名称を指定する場合、その名称が明確かつ正確であり、指定した商品・サービスとその他の品目を効果的に区別するのに十分なものであることを確保しなければならない。
- ✓ 審査と審判の基準を統一するために、類似商品又は類似役務の判断は、区別表を参照すべきである。区別表は、類似の関係にある商品・サービスを類似群に分類

したもので、商品・サービスの類似性を判断する際の主な基準となる。多くの場合、区別表の同一・類似群内の商品又は役務は類似性を構成し、異なる類似群の商品又は役務は原則として類似性を構成しない。

- ✓ 区別表に記載されていない商品又は役務の類否判断については、関係公衆の一般的な認識力を基礎とし、特定商品の機能、用途、主原料、生産部門、消費者及び販売ルート、又は役務の目的、内容、態様、対象及び場所等の要素を考慮する。
- ✓ 審査及び査定不服審判においては、原則として「区別表」を判断の基礎とし、商品又は役務の類否判断を伴う商標登録異議申立事件、不登録審判及び無効審判においては、「区別表」を参照し、「商標審査審判基準」の関連原則を斟酌して個別事件を判断する。

（３）団体商標、証明商標登録及び管理規定[iii]

本規定は、団体商標及び証明標章が、地域の特色ある産業の発展を促進する上で果たす重要な役割を強調するため、団体商標及び証明標章の登録及び使用の管理を規定し、商標権益の保護を強化し、公益を保護し、特色ある産業の発展を促進することを目的する。

（登録者及び使用者の管理要件の強化）

- ✓ 団体商標及び証明標章の使用者は、登録者と同一の主体ではなく、一般的に複数の主体であるため、登録者は、使用管理規則に基づいて日常管理を実施しなければならない。
- ✓ 団体商標の登録者は、団体商標の構成員以外の者に団体商標を使用させることができない（第 15 条）。証明標章の登録者は、自ら提供する商品に証明標章を使用することができない（第 16 条）。団体標章及び証明標章の管理・使用のために、登録者は公平・合理の原則に基づき、合理的な使用料を請求することができ、使用料の額、支払方法、支払期間等を協議により決定することができる（第 12 条）。

（地理的名称を含む商標の登録要件と適正使用の増加）

- ✓ 地理的名称が公共資源であることに鑑み、地理的名称を含む団体商標及び証明商標は、社会公共の利益を損なってはならない（第 9 条）。

✓ 他人が、団体商標や証明標章に含まれる地名や商品名を、特製スナック菓子や料理、インターネット上の商品詳細表示などに、事実に即して記述的に、公衆に誤解を与えることなく使用することは、正当な使用の範疇に入る（第 23 条）。

（商標の使用を促進・公共サービスレベル向上）

✓ 団体商標及び証明商標の権利者は、ブランド構築を強化し、商標の使用を促進し、規制し、商標の価値を高め、商業上の信用を維持し、地域の特色ある産業の発展を促進することが求められる（第 18 条）。

✓ 知的財産権管理部門は、地域ブランドが法的保護を受けることを支援し、団体商標および認証商標の登録、管理および保護を指導し、質の高い経済発展を促進しなければならない（第 20 条）。

（以上）

---

[i] 关于非传统商标应当具有显著特征的指引
https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/29/art_66_189401.html

[ii] 关于正确理解商标注册用商品和服务分类的指引
https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/29/art_66_189403.html

[iii] 集体商标、证明商标注册和管理规定
https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/2/art_3323_189480.html